

11月28日、神奈川県労働局長がベストプラクティス企業を訪問！ ～長時間労働削減のためには労使協力がポイント～

「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。厚生労働省では、同月間の一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働削減等過重労働解消に向けた周知・啓発等の取組を集中的に行っています。

神奈川県労働局（局長 三浦 宏二）は、同キャンペーンの一環として、平成30年11月28日（水）に、長時間労働削減に積極的に取り組んでいる「ベストプラクティス企業」として選定した株式会社浜銀総合研究所を訪問し、大久保千行社長をはじめとした経営陣や社員の方々と意見交換をいたしました。



労働局長から：「働き方改革」に対して意見をお聞かせください。

企業のトップ談から

「働き方改革」を推進するに当たっては、会社全体でのコンセンサスを共有し推進することがとても重要であると考えています。

その上で企業事情に応じてオリジナリティを持ち、改革を行っていく必要があると思っております。

同会社労働者から

研究や分析といった労働時間が把握しにくい業務が主体であるにもかかわらず、会社は労働時間管理を厳格におこなっています。働き方改革を進めるにあたって「仕事の質」の評価が重要になると思います。

選定企業について

株式会社 浜銀総合研究所 ；
本社所在地：横浜市西区みなとみらい3-1-1
横浜銀行本店ビル4階

【ベストプラクティス企業】
職場環境の改善、長時間労働の削減に積極的に取り組んでいる企業として労働局で選定した企業。

同社は、株式会社横浜銀行のシンクタンクとして、調査研究・データ分析業務、各種コンサルティング、経済調査・産業調査等を行っている。



実際にオフィスを見学して、分析作業中の研究員に仕事内容についてお話を聞かせていただきました。

長時間労働削減等職場環境の改善に向けた取組

- ◆法定時間外労働（裁量労働制適用者については1日8時間を超える労働時間）の累計実績について、月2回（15日、末日）モニタリングを実施し、一定時間を超える労働時間実績については、理由および改善指導状況を確認する。
 - ⇒15日（一般労働者20時間、裁量労働適用者30時間）
 - ⇒月末（一般労働者40時間、裁量労働適用者60時間）
- ◆月1回、社員全体の法定時間外（裁量労働制適用者については1日8時間を超える労働時間）の累計実績、深夜業勤務実績、休日勤務実績、勤務間インターバル11時間以内勤務実績を、役員および各部長が出席する経営会議に報告し、必要に応じて業務負荷の低減や業務再配分の指導を実施している。
- ◆年次有給休暇の取得促進については、計画的な取得を促すため、前年度末に、連続7日間の「連続休暇取得制度」を設けており、2017年度の取得率は98.8%。
- ◆時効となる年次有給休暇の積立制度を設けて、80日を限度として、年次有給休暇の一部を私傷病、家族介護等の際に利用できるようにしている。
- ◆一定日数以上、勤務間インターバルが確保出来ない場合には、産業医による面接指導等を実施する。
- ◆平成29年度より「階層別スキルアップ研修」「階層別マネジメント研修」といった新たな研修制度を再構築し、きめ細かい業務指導を実施している。

☆育児休業取得・復職率100%。

<編集後記>

社員の仕事へのやりがい、達成感を大切にしながら、一方で長時間労働の削減に向けて新たな試みを検討するなど、働き方改革に向けた会社の真摯な取り組みを感じる事が出来ました。社員自身が働き方改革を真正面にとらえ、闊達な発言を行っていたことが印象的でした。